

各 論 編

各 国 編

- | | | |
|----|-------------------|------|
| 1. | オ ラ ン ダ | 34P |
| 2. | デ ン マ 一 ク | 43P |
| 3. | チ ュ ッ コ ス ロ バ キ ア | 52P |
| 4. | ポ ー ラ ン ド | 62P |
| 5. | オ ー ス ト リ ア | 77P |
| 6. | ノ ー ル ウ エ イ | 96P |
| 7. | 東 ド イ ツ | 104P |

オ ラ ン ダ 編

I 教育概況

後期初等教育に関する法律は1963年に採択され1967年に修正されてい
る、その効力は1968年8月に発効した。

法の定める後期初等教育とは、6年制の普通基礎教育（日本の小学校相当）修了後に実施される教育で、大学レベルの教育を除く全分野を指す、即ち、次の4つのタイプである。

- (1) 大学への準備教育（俗に云う大学進学コース）
- (2) 上級・中級・初級各レベル別の後期初等教育
- (3) 上級・中級・初級各レベル別の職業教育
- (4) 前各項以外のタイプの後期初等教育

此の内職業教育をタイプ別レベル別に示すと次の通りである。

- (a) 技術教育
- (b) 家政学校その他類似の学校に於ける教育
- (c) 農業教育・訓練
- (d) 手工業・商業・サービス業関係の訓練
- (e) 事務・管理教育
- (f) 教師訓練
- (g) 社会・教育学的教育
- (h) 美術・学芸・演劇関係の各種学校

以上の各部門の職業教育は、それぞれ、上級・中級・初級レベルの別がある（但し美術学校を除く）

又、上記の(a)技術教育については、上級レベルは工業専門学校、又は工業高校に、中級レベルは工業学校に、初級レベルは職業学校（vocational school）

oo1) にそれぞれ該当する。又、各レベルの何れに於ても訓練期間は4年を超えてはならないことになっている。各レベルとも、それぞれ一般学科と専門学科をカリキュラムの中に編成している。

凡ての教育・訓練は教育・科学省の統轄（但し農業学校は、農林・水産省）下にあり各学校には最終試験を所管する試験官評議会（Board of Examiners）がある、構成員は当該学校の校長・教師達及び教育・科学省の指名する一名又はそれ以上の者から成る。

公立又は特定の条件にかなつた私立の各学校の経費は凡て国が負担する、経費とは教員の俸給、校舎建設費、教育・訓練設備費、運営費等を含む。

学校経費の国庫負担について興味ある点を紹介しよう。それは上級レベルの工業専門学校又は工業高校、中級レベルの工業学校及び初級レベルの職業学校はそれぞれ1クラスの年当り平均生徒数定員が8名、10名及び12名となつていて若しその第2年目のクラスの生徒数やそれより上級クラスの生徒数が連續3年に涉って上記の定員数を下廻る場合はこれら職業技術系各学校は国庫負担による学校運営の権利を喪失することになる。但し在学中の生徒達は各自の教育・訓練コースの終る迄勉強を続けることが保証される。

※ オランダ教育組織図・技能者養成系図参照（末尾添付）

II オランダの技能者養成制度について

オランダでは義務教育は6才から始まって14才で終る。その内の6年間を普通初等教育（ordinary primary education）期間と呼びその後の期間が前述の後期初等教育の分野に属する。そして若者の多くは、この6年間の初等教育を経て所謂初級LTS（オランダ語のLagere technische school；初級工業学校即ちvocational schoolの意味）へ進み3年乃至4年の全日制の訓練を受けて後、企業に雇用され、将来の職業に必要な基礎的技能と知識を企業内訓練によって習得する。従つて大体16才で見習工養成が始まる訳で

ある。（12才で初級LTSに進学する生徒は若者の約30%台を占める：ILO 1966年調べ）。

見習工の養成数は1945年を基準としてその後の増加傾向は著るしいものがあった。即ち1945年次の5000名が、1963年には68,000名へと著増し、1964年には7万台に迫った。尚見習工養成に入る年齢の最高限度は21才となっている。

養成制度の問題点

然し乍ら近年に至って見習工養成制度のワク内での若者の養成訓練は過去に比べて企業主達にとって、はるかに困難となり且つ訓練経費の増大が頭痛の種となって来ているのである。

その理由・原因としては、初級LTS（初級工業学校）の卒業生達は現在一般的に謂つて過去に於ける職業学校卒業生と比較して可なり技術的技能的知識や技能の程度が低下していると指摘されている。従つて、これら若者達と見習契約を結んでいる雇用主側としては見習工達に一貫した充分な技能訓練を授与しなければならなくなつており、又それだけ見習工達を企業にとって役に立つ人間に育成するのには余計な時間がかかるのである。又実技訓練期間の修了時に実施される見習工修了試験は屢々特定の限られた職種向きのものが多い現状である。而も近時の各企業は益々職種の専門化の傾向を見せてゐる。そこで、見習工側の必要点（needs）と企業側の供与する可能点（possibilities）との間の食い違いが問題となつてゐるのである。

処で、オランダの見習工養成制度を論ずる前に関係法規について簡単にふれて見よう。

Ⅲ 1966年の見習工養成法とは：

オランダでは1966年5月12日見習工養成法を公布実施している。これ

は経済活動の全分野に於ける見習工養成に関する基本法であり、全法によつて 1919年の職業教育法の条規の中で見習工養成に関する条項が修正されたのである。勿論職業教育法そのものは学校ベースのすべての職業訓練即ち職業学校、つまり初級 L T S や中級工業学校、つまり中級 L T S 等で実施される職業訓練を規制する法律として有効である。

1966年の見習工養成法に基づき、アプレンティス養成はすべて教育・科学省の所管責任の下に律せられる（但し農業見習工については、農林・漁業省の所管である。）全法の執行機関として監督官（inspectors）は、隨時いかなる時でも、見習養成関係の実施機関・団体や、見習工達が実際に実技訓練を受けている場所や、見習修了試験の実施される試験場や、見習工達が一般関連学科を受講する各学校（L T Ss）へ立入り或は面接する権限を持っている。又、それらの立入り箇所で当事責任者から所要の報告を求める権限を有する。

見習工養成は必ず監督官庁の担当官の立会いで企業主と見習工の間で書面契約に基づく双方の同意が必要である。見習工が未成年者であればその両親又は保護者との契約書が必要である。

契約の必要条項としては、見習職種、実技訓練の教科内容、訓練期間及び契約を中途で双方何れかが止めることの出来る最大3ヶ月間の見習予備期間及び見習工が一般普通学科・関連学科を受講する学校名などである。

見習工養成については、オランダのみならずヨーロッパ各国の養成制度に於けるが如く、企業内の実技訓練の実習場に於ける on-the-job 訓練と週当たり所定時間数の職業学校に於ける関連学科の受講との組み合せ方式となっている。只、各国によって、関連学科と実技の時間数の比率や、職業学校への通学の様式が day-release 制（一日就業免除により週一日、例えば土曜日通学）とか block-release 制（年間数週間まとめて通学）とか或は夜学制（evening course）とか色々ある。（拙著“ヨーロッパの技能者養成”訓大報告書11号・昭和42年版参照）

オランダでは現在この L T Ss への通学状況は、見習生達の約 $\frac{1}{3}$ が夜学制

により夜間に関連学科を学び昼間は作業現場から離れられない情況であり、別の $\frac{1}{3}$ は週当りの通学が午後一回と夜間一回又は二回の方式を探っており、残りの $\frac{1}{3}$ は週当り一日まるまる通学する方式に従っている。

そして今後の傾向としては、見習工達が週1日まるまるLTSに通学して関連学科を学びしかもその一日分の就業免除制によって見習への賃金の支払いの面では何らの減額も生じない方式を組織化するよう全面的に統一される方向にある。

IV 企業主側の見習工訓練経費について

見習工養成制度は果して現在も雇用主側に利益があるか、利益ありとする考えは今尚仮定として存在するとしても、例えば有利だと云う考慮が州訓練財団からの交付金制度に由来するとしても、成る程これら財団から週当り見習工1人につき1フローリン(0.30弗)の助成金が交付されることにはなっているが、他面企業主側は見習工(訓練生)に賃金のみならず、その賃金の16.1%相当額の社会保障費も負担しなければならない。そして例えば建設業職種の見習工の養成費は週当り1人につき40~50フローリン(12~14弗)を要している。

州訓練財団としてはその職員の給与、財団経費、施設、運営費については国庫よりの補助金を受けている。これらの経費は年額見習訓練生1人につき800フローリン(230弗)と見積ることが出来る。

尚、見習工のLTSの通学に伴う授業料や交通費は父兄の負担である。

(註：参考迄に、見習工の賃金は平均時間当たり 270円(日本は153円)

程度即ち3.5~4.0ギルダー、1人前になって時間当たり400円位い)

V 訓練の教課内容

見習工の訓練期間は職種によって1年乃至3年間であるが大多数の職種が2年訓練方式を採っている。只、比較的高度の技術的知識や技能を要する職種については3年間となっている。

(註：15才～16才でLTSを卒業する若者の約半数が見習工となる。)

次に示す具体例は、機器機械工見習養成に於ける実技実習訓練と関連学科授業の訓練教科課程表である。

即ち見習工に機器製作技術を訓練する場合の訓練計画(BEMETEL推薦方式)によつて養成工は工業学校(LTS)の三年を経てその後3年間の養成期間中に実技指導を3,060時間、関連学科と一般教育を1,440時間指導される。

オランダ 機器製作機械工訓練教科課程

科 目	訓 練 時 間 数			
	1 年 度	2 年 度	3 年 度	合 合 計
機械運転操作の基本手引		520	600	(1) 520
機器設備装置の取扱い		680	600	(口) 1,280 (実技) P
生 産 作 業	420	420	420	(+) 1,260
				計 3,060
一 般 学 科	720		240	(1) 960 (理論)
工 学	240		240	(口) 480 T
				計 1,440
訓練指導時間数合計 (実技と理論)				合計 4,500 (P+T)

実技実習(P)：学科理論(T)=2:1

オランダ一機器製作機械工訓練教科課程の中で関連学科の時間数は3年間で1,440時間であるが、次の表はその科目別時間割を示すものである。

科 目 (関 連 学 科)	時 間 数						合 計	
	1 年 度		2 年 度		3 年 度			
	週 当 り	計	週 当 り	計	週 当 り	計		
算 数	2	80	2	80			160	
国語(オランダ語)	2	80	2	80	2	80	240	
電 気	1	40	1	40	2	80	160	
科 学	1	40	1	40	2	80	160	
材 料 工 学	1	40	1	40			80	
製 図	2	80	2	80			160	
機 機 工 学	0.5	20	0.5	20	1	40	80	
圧 力 測 定	1	40	1	40			80	
水 準 測 量	0.5	20	0.5	20			40	
電 流 と ポ リ ュ ー ム	0.5	20	0.5	20			40	
温 度	0.5	20	0.5	20	1	40	80	
距 離					2	80	80	
機 器 組 立					2	80	80	
計	12	480	12	480	12	480	1,440	

企業内見習工訓練の計画や訓練教課の編成は自主的。

1966年の見習工養成法は前述した通りであり、法の意図するところは企業内に於ける教育訓練の運営についてはあく迄企業主の自主性と責任を尊重し併せて使用者と見習生の双方の権利義務を、文書による契約によって規制し若年技能者の育成のため工場に於ける実技実習とLTS通学による関連学科の習学との緊密化を促進することにある。

従って各事業主がその雇用する見習工をそれぞれ自社の経済目的に即応した相い異なる訓練教科表を作成し、独自の訓練教材や手引書を作成することは自由である。

VI 企業内見習工訓練の代表的方式—ベーメーテル式手引書 BEMETEL's TRAINING MANUAL

茲で企業内見習養成の訓練計画の樹立やその適用について国の職業訓練制度としては、各事業体の自由な運営に任せているからと云つて、実際に各社が、てんてばらばらに訓練を実施しているのではない。 実情としては、例えば、オランダの機械産業・電気産業及び金属加工業では当該産業界の見習工全員の養成訓練について自主的準公的機関たる財団法人 BEMETEL を組織して、訓練全般の運営や訓練手引書の発刊その他の教材の企画等を管掌している。 この BEMETEL 財団の訓練方式による手引書は、他の事業体の企業内訓練にも又、外国に於ても活用されている。

即ち BEMETEL 財団の主要活動は次の通りである。

- (1) 全国的訓練基準の設定
- (2) 傘下各事業体の雇用する見習工の訓練活動に対する助言、監督監理
- (3) 見習工訓練試験の手配・実施
- (4) 各種教材の企画—教本・手引書・視聴覚教材等
- (5) 見習契約書の作成と登録 などである。

勿論ベーメーテル式訓練手引書は此の財団のメンバ - 会社・工場約 1700 社がそれぞれ自社の企業内訓練に使用しているが、元来、それを用いるのも応用するのも自由選択に任せているので柔軟性をその本質とするものである。

従つて BEMETEL 方式をどのように適用するかの技法も適用の方法もそれがうまく行くか否かは、企業内見習工訓練に當る指導員個々人の能力如何又は見習生自身の教育のレベル如何に依存するものである。 と云うのも時として、見習工達は企業に雇用される以前、LTS (初級職業学校) 在学中果して、職業前予備教育と基本的訓練を充分受けていなかつたかも知れないからである。 その点の検討は事業体側の責任なのである。

尚 1966 年迄に既に BEMETEL 財団は次の 7 つの職種に関する手引書 (訓

練マニュアル)を刊行している。即ち旋盤切削、機械組立作業、溶接、型造り、研削、配管、組立整備、である。

最近では、ペメーテル訓練方式は国内のみならず、外国でも注目され、オランダ語の国内版の外英語版の手引書も出来ており、後進諸国にも導入されている。

BEMETEL 財団の訓練活動は英國ロンドン本部のエンジニアリング産業訓練評議会(英國産業訓練法下に設置された各産業別 I T B の中で最大の規模の訓練管理機関)とも密接な協力関係を確立しており、更に訓練分野で活発な活動をしている国際的団体等とも協力関係にある。

尚、BEMETEL は ドイツの ABB やフランスの成人訓練機関 AFPA , 英国のロンドン市ギルド協会等と比肩している強力な訓練機関であることは言をまたない。

参考:

オランダの労働力人口と産業別分布の年次比較

産業部門別	1947年 (%)	1960年 (%)
農、林、漁業	19.3	10.7 -
鉱業・採石業	1.3	1.5 +
製造業	24.0	29.9 +
建設	7.0	9.7 +
電気、ガス、水道	1.0	1.1 +
商業	14.1	16.2 +
運輸、倉庫業、通信	6.2	6.9 +
サービス業	20.4	23.5 +

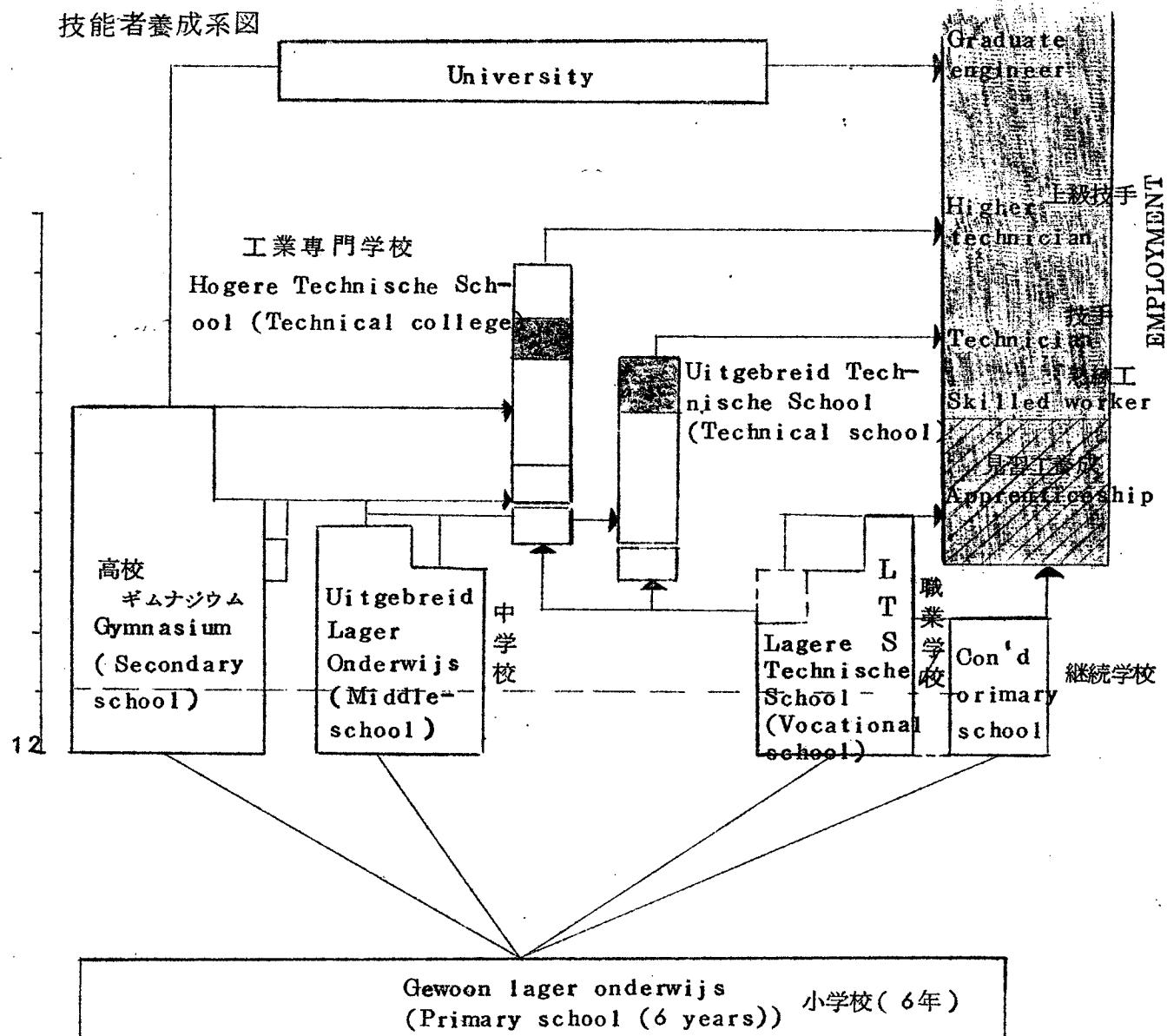
(労働力人口年令別推移と予測)

(単位 1000人)	1965年	1970年	1975	1980
全人口	12204.8	13066.7	14104.4	15257.8
労働力人口	4522.0	4783.1	4999.6	5254.9
(内訳) 15才~19才	699.6	609.2	576.6	559.1
15才~19才年令の労働力参加率	59.9	55.2	50.5-	46.5-

※ 1

注：オランダの学校制度と

技能者養成系図



Netherlands:
basic training at a
vocational school,
followed by
specialisation
in apprenticeship

□ full-time study 全日制
▨ employment 手取工
▨ part-time study 定時制

— modifications in 1963 law